



令和3年度



行橋市保育施設等利用のご案内

令和2年10月作成

申込みの前に



<新規に利用を希望する方へ>

保育施設等によって、保育方針や給食、園庭の広さなどさまざまです。利用申込みにあたっては、必ず事前に、利用を希望される保育施設等をお子さんと一緒に見学してください。(第1希望は必須、第2希望、第3希望はなるべくお願いします)

<在園児の保護者の方へ>

継続入所の申請について、前年度より変更箇所があります。(保育の必要量(標準時間・短時間)、提出書類の様式など)

ご利用案内を必ず最後までお読みください。

<令和3年度年齢別クラス>

令和3年4月1日時点の年齢でクラスが決まります。年度途中の申込みでも同様です。

クラス	生年月日	クラス	生年月日
0歳児	令和2年4月2日～	3歳児	平成29年4月2日～平成30年4月1日
1歳児	平成31年4月2日～令和2年4月1日	4歳児	平成28年4月2日～平成29年4月1日
2歳児	平成30年4月2日～平成31年4月1日	5歳児	平成27年4月2日～平成28年4月1日

<目次>

- 1.保育施設に入園するには・・・P2
- 2.教育・保育給付認定の区分について・・・P3
- 3.入園の申込について・・・P4
- 4.市外からの申込み、市外施設への申込について・・・P5
- 5.申込に必要な書類について・・・P6
- 6.申込にあたっての注意点・・・P7
- 7.申込後に届出(書類の提出)が必要なとき・・・P7
- 8.利用者負担額(保育料)について・・・P8・P9
- 9.入園申込みの流れ・・・P10

行橋市 子ども支援課 子ども未来係

〒824-8601 行橋市中央一丁目1番1号 西棟1階⑪番窓口

TEL 0930-25-3988 (直通)

公用携帯: 080-3365-6469 (子ども支援課)

子育て情報ポータルサイト「すくすくゆくはし」をご覧ください。



1. 保育施設に入園するには

保育園または認定こども園・地域型保育事業に利用申込みをすることができるのは、保護者のいずれもが下表の「保育を必要とする事由」の①～⑩のいずれかに該当し、お子さんを家庭で保育できない場合です。

※保育施設は、保護者のいずれもが家庭で保育ができない場合に、保護者に代わりお子さんを保育する施設です。**小学生の入学準備としての幼児教育の場とするため、集団生活の体験の場とするため、下のお子さんの育児のため**等の理由で保育施設等を利用することはできません。

保育を必要とする事由	保護者の状況	支給認定の期間（入園できる期間）
① 就労	月48時間以上就労	就労が継続している期間（育児休業中は除く）
② 妊娠・出産	妊娠中であるか、または出産後間がない状態	出産予定日の2か月前にあたる日の月の初日から出産後3か月を経過する日の月末まで
③ 疾病・障がい	保護者が疾病で入通院している場合や障がいがある場合	疾病等が回復するまで 入院・療養を要しなくなる月の月末まで（最長年度末まで）
④ 介護・看護	同居、又は長期入院等している親族の介護・看護が常時必要である場合（月48時間以上）	介護・看護の必要がなくなるまで（最長年度末まで）
⑤ 災害復旧	震災・風水害・火災・その他の災害の復旧にあたっている場合	災害の復旧が終了する月の末日まで（最長年度末まで）
⑥ 求職活動	就労する意思があり、求職活動や起業準備に専念している場合	3か月間※
⑦ 就学	保護者が学校、専修学校その他これらに準ずる教育施設に在学している場合や、ハローワーク等が実施する職業訓練を受けている場合（月48時間以上）	在学・訓練期間中（就学又は技能習得等の予定期間が満了する月の末日まで）
⑧ 虐待・DV	児童虐待・DVを防止するために必要な場合	必要と認められる期間
⑨ 育児休業	育児休業を取得中に、すでに保育を利用している子どもがいて継続利用が必要である場合	必要と認められる期間（最長年度末まで）
⑩ その他	上記以外で保育を必要とする事情がある場合	必要と認められる期間

<注意事項>

※1度の求職認定での期間は**最長3ヵ月**です。1年間に取得できる期間は**6ヶ月**です。延長はできませんので、認定期間終了までに就職先が決まっていない方は退所となります。

※【**在園児の方**】現在、120時間未満の就労で標準時間の認定を受けていても、**新年度用に提出された保育を必要とする証明書によって短時間の区分が変わることがあります**。変更は、令和3年4月からとなります。（令和3年4月からは、120時間未満の就労については原則短時間認定となります。）

2. 教育・保育給付認定の区分について

(1) 教育・保育給付認定の区分について

施設型給付の対象となる施設を利用するには、あらかじめ市に申請をし、教育・保育給付認定（以下支給認定といいます）を受けていただく必要があります。（行橋市では保育の支給認定と施設利用申込みを同時に行います。）支給認定は、子どもの年齢や保育の必要性に応じて、3つの区分に分けられており、支給認定区分によって利用できる施設が決まります。

<認定区分>

区分	対象となる子ども(小学校就学前)	利用施設
1号認定 【教育標準時間認定】	満3歳以上で教育を希望する子ども	幼稚園 認定こども園
2号認定 【満3歳以上・保育認定】	満3歳以上で保護者の就労または疾病、その他の事由により家庭において必要な保育を受けることが困難な子ども	保育園 認定こども園
3号認定 【満3歳未満・保育認定】	満3歳未満で保護者の就労または疾病、その他の事由により家庭において必要な保育を受けることが困難な子ども	保育園 認定こども園 地域型保育事業

- ・3号認定につきましては、子どもが満3歳に到達した時点で、2号認定に切り替わります。手続きの必要はありません。
- ・認定区分が3号から2号に切り替わった場合でも、その年度中は3号認定の利用者の負担額を適用します。

(2) 保育の必要量について

このうち、保育を必要とする2号認定・3号認定については、さらに「保育の必要量」として、保護者の就労状況に応じて「**保育標準時間**（最大11時間）」と「**保育短時間**（最大8時間）」のいずれかとなります。

保育を必要とする事由	標準時間・短時間の別	備考
① 就労	標準時間 又は 短時間	標準時間 ：原則月120時間以上の就労 （週4日（月16日）かつ1日7時間以上） 短時間 ：原則48時間以上120時間未満の就労
② 妊娠・出産	標準時間	
③ 疾病・障がい	標準時間 又は 短時間	疾病や障がいの程度、入通院状況等に応じて個別に判断
④ 介護・看護	標準時間 又は 短時間	常時介護・看護に要する時間（月48時間以上）に応じて、月120時間を境に判断
⑤ 災害復旧	原則標準時間	保護者から申請があった場合は短時間も可
⑥ 求職活動	短時間	
⑦ 就学	標準時間 又は 短時間	就学に要する時間（月48時間以上）に応じて個別に判断
⑧ 虐待・DV	原則標準時間	保護者から申請があった場合は短時間も可
⑨ 育児休業	短時間	
⑩ その他	標準時間 又は 短時間	状況に応じて個別に判断

〇お子さんの送迎について常時親族の協力を得られる場合などは、保育標準時間の認定を受けられる方も保育短時間を希望することは可能です。ただし1日あたりの保育利用時間を超えて利用した場合には、別途利用料金が発生します。料金等につきましては、各園によって料金設定が異なりますので、必ず各園の重要事項説明書をご確認ください。

3.入園の申込みについて

申込みに必要な書類は、第一希望の施設、又は行橋市役所子ども支援課子ども未来係にて配布いたします。
申込締切日までに、必要書類をそろえて提出してください。

(1) 令和3年4月の入園

① 1次選考申込み

受付期間	<u>令和2年11月2日(月)～11月30日(月)</u>
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書類に不備があると受付ができない場合がありますので、受付期間内に間に合うよう、余裕をもって準備をしてください。 ・提出後の変更は、受付期間内に届出してください。
選考結果	<u>令和3年1月下旬頃発送予定</u>
申込書の提出先	新規入園、転園、市外園（在園児含む）の方→市役所⑰番窓口 市内園に在園の方 →入所希望保育施設

② 2次選考申込み

受付期間	<u>令和2年12月1日(火)～令和3年2月26日(金)</u>
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・2次選考は、1次選考後に辞退等により定員に空きができた場合のみ、上記期間に申込をした方及び1次選考で入所が決まらなかった方を対象に行います。 ・提出後の変更は、受付期間内に届出してください。
選考結果	<u>令和3年3月上旬頃発送予定</u>
申込書の提出先	市役所⑰番窓口

◆結果等の通知について

○入所が決定した方のみ、内定通知書を発送します。

○1次選考で保留となった方は、自動的に2次選考の対象となりますが、2次選考終了時点で園が決まらなかった（保留となった）方には、3月上旬頃に「保育所入所保留通知書」を郵送します（初回のみ）。入所保留となった方は、引き続き5月以降も選考の対象となります。

※在園児の方については、継続利用が不可能な場合のみ通知します。

(2) 令和3年5月～令和4年3月の入園（令和3年3月より受付開始します）

受付締切	入所希望月の前月5日まで（例：7月入所希望であれば6月4日までに申込み）
申込書の提出先	市役所⑰番窓口
選考結果	入所希望月の前月の10日前後通知予定

◆結果等の通知について

○入所が決定した方には電話でご連絡します。ご希望施設への入所が決まらなかった場合には、「保育所入所保留通知書」をお送りします（初回のみ）。翌月以降も引き続き選考となります。（申込書は令和4年3月末まで有効）。翌月以降は、入園できる可能性がある場合のみ、電話でご連絡します。

4.市外からの申込み、市外施設への申込みについて

(1) 行橋市外にお住まいで、行橋市内の保育施設を希望される方

	行橋市に転入予定の方	行橋市に転入の予定がない方
申込書提出先	行橋市役所子ども支援課子ども未来係 (市役所⑰番窓口) ※現在お住まいの市区町村担当課にも ご確認をお願いします。	お住まいの市区町村(提出方法は事前にお住 いの市区町村の担当課にご確認ください)
締切	①令和3年4月入園希望・・・令和2年11月30日(1次選考) 令和3年 2月26日(2次選考) ②令和3年5月以降入園希望・・・入所希望月の前月5日まで(例:7月入所希望であ れば6月4日までに申込み)	
必要書類	「5.申込に必要な書類」のとおり。 ※様式は行橋市のものを使用してくだ さい。	「5.申込に必要な書類」のとおり。 ※お住まいの市区町村の様式を使用してく ださい。ただし、場合により追加で書類の提 出を求められることがあります。
注意事項	・転入予定の方は、施設利用開始月の前月末までに必ず行橋市へ転入手続きを行って ください。期日までに手続きが完了しなかった場合は、理由に関わらず内定又は決定 が取り消されます。 ・入園は行橋市民優先となりますので、転入予定のない方は受け入れが困難な場合が あります。	
結果通知等の 発送時期	①令和3年4月入園希望・・・令和3年1月下旬ごろ(1次選考) 令和3年3月上旬ごろ(2次選考) ②令和3年5月以降入園希望・・・入所希望月の前月の10日前後	

(2) 行橋市内にお住まいで、行橋市外の保育施設を希望される方

申込書提出先	行橋市役所子ども支援課子ども未来係(市役所⑰番窓口)
締切	・利用希望先の市区町村の保育担当課にご確認ください。 ・行橋市を通しての申込となりますので、利用希望先の市区町村の申込締切日から最 低でも1週間から10日ほど余裕をもって提出してください。
必要書類	「5.申込に必要な書類」のとおり。 ※その他利用希望先の市区町村が求める書類がありますので、利用希望先の市区町村 にご確認ください。
注意事項	・行橋市内に在住で市外の保育施設を希望される方は、事前にご自身で利用希望先の 市区町村の <u>申込締切日</u> や <u>必要書類等</u> を確認してください。 ・利用希望される園にも入所の申請が可能かどうか事前にお問い合わせいただいた上 で申込みください。

5.申込に必要な書類について（市内にお住まいの方）

（１）全ての方に提出していただく書類

	必要書類	備考
1	子どものための教育・保育給付認定申請書兼保育利用申込書（2号、3号用）	保育を必要とする事由の認定申請と施設の利用申込みが一緒になった厚紙の指定様式（児童1名につき1枚必要）です。
2	保育園等申込に関する重要事項確認書 <u>（R3より新設）</u>	兄弟姉妹2人以上お申込みの場合、1枚で構いません。
3	「保育を必要とする事由」を証明する書類（下表参照）	<ul style="list-style-type: none"> 提出していただく方は、お子さんの父母です。 兄弟姉妹2人以上お申込みの場合、下記の必要書類は1組で構いません。

	事由	必要書類
3 「保育を必要とする事由」証明	●就労・育児休業	保育を必要とする証明書（勤務証明書）
	●妊娠・出産	申立書＋出産予定日のわかるもの（母子手帳の氏名及び出産予定日の記載があるページ等）
	●疾病・障がい ●介護・看護	申立書＋医師の診断書、身体障害者手帳、療育手帳、精神福祉障害者保健福祉手帳等のコピー ※申立書裏面の「医療機関診断書欄」に医療機関による記載がある場合は診断書の添付は不要です。
	●災害復旧	罹災証明書
	●求職活動	申立書
	●就学	申立書＋在学証明書やカリキュラム等の在籍期間及び受講期間がわかるもの
	●その他	状況を証明するもの

（２）該当する方のみ提出していただく書類

確認時点	対象月	提出が必要な方	必要書類
令和2年1月1日現在	令和3年4月から8月まで	住所が行橋市外の場合	令和2年度課税証明書（令和元年中所得）又はマイナンバーのわかるもの
		住所が国外の場合	令和元年中の所得等が確認できる資料
令和3年1月1日現在	令和3年9月から令和4年3月まで	住所が行橋市外の場合	令和3年度課税証明書課税証明書又はマイナンバーのわかるもの
		住所が国外の場合	令和2年中の所得等が確認できる資料
令和3年4月1日現在	令和3年4月から令和4年3月まで	入園児童の兄姉が幼稚園、児童福祉施設等に在園している場合	兄姉の幼稚園・児童福祉施設等の在園証明書
—	—	未婚のひとり親の方の場合	戸籍謄本
—	—	行橋市に転入予定の方	転入に関する確認書

6.申込にあたっての注意点

(1) 育児休業明けの利用申込みについて

- 育児休業中は、新規の申込はできません。
- 育児休業から復職する場合は、復職する月の前月を入園希望月（慣らし保育）とすることができます。
- ※当初の復職月に復帰しなかったときは、退園していただく場合があります。

(2) その他

- 利用時間や保育内容等は、各園で異なります。ご希望の施設へ直接問合せ・見学等を行い、あらかじめ詳細をご確認ください。
- 利用開始は毎月1日からとなります。
- 申込は令和4年3月利用分まで有効です。
- 食物アレルギーへの対応が必要なお子さんについては、事前に各園にご相談ください。
- 特段の理由がなく、1か月以上登園がない場合、原則として退園となります。ただし、保護者の里帰り出産による休みの場合は、3か月以内であれば特例として登園しないことを認めますが、保育料は減額とはなりません。休園の予定がわかった時点で、園及び市へ必ずご連絡ください。

7.申込後に届出（書類の提出）が必要なとき

入園申込後、次の（1）～（7）に該当するようになったときは、子ども支援課子ども未来係に届出の上、書類の提出をお願いします。変更がある前月の月末3開庁日前までに届出してください。（例えば、5月に求職→就労となる方は、必ず4月27日までに提出をお願いします。）
書類の提出があった翌月から変更となります。提出が間に合わない場合は事前に連絡をお願いします。（**悪質な虚偽申請が発覚した場合は退所していただきます。**）

- (1) 子ども・子育て支給認定証に記載されている「保育を必要とする事由」や「認定期間」が変わったとき
例：求職活動→就労／就労→妊娠・出産／育児休業を延長する
※お子さんの年齢が満3歳になると、認定区分が3号から2号へ変更となりますが、この場合は市での変更処理を行い、変更後の認定証を発行しますので、手続きの必要はありません。
- (2) 住所が変わったとき
- (3) お子さんのご家庭の状況に変更があったとき（婚姻・離婚・弟妹の出生・同居家族の増減等）
- (4) 就労先、勤務時間、就労の状況が変わったとき
- (5) 育児休業期間を変更するとき
※復職月を変更するときは、利用申込開始月や支給認定が変更となります。
- (6) 入園、又は転園希望する施設を変更、追加又は削除したいとき
- (7) 家庭内での保育が可能になった場合やその他の理由で申込みを取り下げるとき



8. 利用者負担額（保育料）について

(1) 利用者負担額（保育料）について

3～5 歳児クラスの児童、及び市民税非課税世帯の 0～2 歳児クラスの児童の利用者負担額は、令和元年 10 月から無償化の対象です（副食費は原則、教材費等は無償化の対象外です）。

◎保育無償化について

保育所・認定こども園保育園部	非課税世帯の 0～2 歳児	全額無償化 (保育標準時間)
認定こども園幼稚園部	3～5 歳児	
認定こども園幼稚園部の預かり保育		

○ 上記以外の児童の利用者負担額は、お子さんの認定区分（※1）や保育の必要量、世帯の市民税所得割額等に
 応じた段階的な料金設定になります。原則として、父母等の市民税額を算定の基礎とします。（P.9 参照）

※1 年齢が満 3 歳に到達したことに伴い、認定区分が 3 号から 2 号に切り替わった場合でも、**その年度中は 3 号認定の利用者の負担額を適用します。**

○ 同じ認定区分、保育必要量で同じ所得割階層であれば、施設の種別（認定こども園、保育園、小規模保育
 事業施設等）を問わず、同じ利用負担額になります。

○ 祖父母がお子さんやその父母を税法上の扶養親族にしている場合や、父母が非課税の場合は、お子さんと
 同居する祖父母のいずれか収入が高い方の市民税額で算定します。

○ 市民税が未申告の場合、利用者負担額は最高階層となります。収入の無い方も必ず市民税の申告をしてくだ
 さい。

○ 利用者負担額は毎年 9 月に見直しを行います。

4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
前年度市民税額に基づく保育料					当年度市民税額に基づく保育料						

(2) 支払い方法について

○ 私立保育園

・原則、口座振替で行橋市が徴収します。行橋市内に支店のある金融機関に口座振替依頼書を提出し、手続
 きを行ってください。（※**ゆうちょ銀行は不可**）各月 25 日振替となります。振替日が金融機関の非営業日
 の場合は、翌営業日となります。

○ 認定こども園及び小規模保育事業所

・園での徴収となりますので、各園に確認してください。

(3) その他注意事項

○ その月の「1 日」に在籍されていれば、保育園の利用がなくても保育料は全額かかります。

○ 保育料を 3 ヶ月以上滞納されると、退所していただく場合もあります。

○ 保育料を督促しても正当な理由なく納付がない場合には、期限内に納付された方との公平性を保つため、
 法律の規定に基づく滞納処分として財産（給与、預金、不動産など）を差し押さえ、滞納保育料に充てるこ
 とになります。

○ 保育料の請求は、原則として保護者登録されている方宛に行います。しかし保育料の未納が続き、他の扶
 養義務者がいる場合は、その方に対して保育料の請求、督促及び滞納処分を行うこともあります。

○ 保育料を滞納すると督促手数料及び延滞金が発生します。

行橋市利用者負担額表（保育料） 保育園・認定こども園保育園部門（2号・3号）

市階層区分		利用者負担額（月額）			
階層 区分	定義	3歳未満（3号）		3歳以上（2号）	
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
1	生活保護世帯	0	0		
2	市町村民税非課税世帯	保育無償化の対象です			
3	均等割の額のみ （所得割の額のない世帯）	13,700	13,500		
4	所得割額 48,600 円未満	16,100	15,800		
5	48,600 円以上 72,800 円未満	24,500	24,100		
6	72,800 円以上 97,000 円未満	28,200	27,800		
7	97,000 円以上 133,000 円未満	35,600	35,100		
8	133,000 円以上 169,000 円未満	43,000	42,400		
9	169,000 円以上 301,000 円未満	50,000	49,300		
10	301,000 円以上	59,000	58,200		

保育無償化の対象です

（1）きょうだい多子軽減について

市民税所得割課税額 57,700 円未満	年齢にかかわらず、同一世帯の子どもの2人目	上記一覧表の半額
	年齢にかかわらず、同一世帯の子どもの3人目以降	0円
市民税所得割課税額 57,700 円以上	小学校就学前の子どもの上から2番目	上記一覧表の半額
	小学校就学前の子どもの上から3番目以降	0円
市民税所得割課税額 77,101 円未満の ひとり親世帯等	年齢にかかわらず、同一世帯の子どもの1人目	上記一覧表の半額 （上限 9,000 円）
	年齢にかかわらず、同一世帯の子どもの2人目以降	0円

※市民税所得割額が 48,600 円未満のひとり親世帯等は、従来の 1,000 円の軽減措置に加えて、さらに半額とします。第2子以降は無料となります。

◇ひとり親世帯等とは

- ひとり親家庭の場合（離婚協議、調停中の別居は対象外です）
- 入所児童とその児童と同居する人が身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの場合
- 生活保護を受給している場合

（2）婚姻歴のないひとり親家庭の利用料の軽減（寡婦（夫）控除のみなし適用）について

○ひとり親家庭でかつ婚姻歴が無い場合、利用料（保育料）が軽減される場合があります。

◎副食費について

3歳以上のお子さんについては、保育料は無償ですが、副食費の支払いが必要となります。支払い方法や金額等は各園で設定しておりますので、入所を希望される施設へ直接お問い合わせください。また、市町村民税所得割額やお子さんの人数によって副食費が免除されます。免除対象となる方には、保育料通知でお知らせします。

市町村民税所得割額 57,700 円未満	年齢にかかわらず同一世帯の子ども全員	免除
市町村民税所得割額 57,700 円以上	小学校就学前の子どもの上から1番目と2番目	各園が定める額
	小学校就学前の子どもの上から3番目	免除

9.入園までの流れ

あらかじめ希望する園への問い合わせや見学を行い、開園時間等の条件、送迎が可能か等を確認してください。



申請・申込み

締切日までに、市子ども支援課子ども未来係に施設利用の申込みを行います。
(申込書類等は市子ども支援課にあります。また、市ホームページからもダウンロードできます)

○申請方法は、「3.入園の申込みについて」(P.4~P.5)、「5.申込みに必要な書類について」(P.6)をご覧ください。



入園に係る利用調整

申請者の希望や就労状況、施設の受入状況などにより、入園者の選考を行います。

※行橋市利用調整基準に基づき、優先度の高い方から入園候補者として内定します。

●令和3年4月入園

令和2年12月中旬より実施予定。また、1次選考後に辞退等により定員に空きがでた場合は2次選考を行います。

※2次選考は、3月上旬頃まで随時行います。

●令和3年5月以降の入園

入園希望月の前月10日頃実施

★各園でお子さんの様子を確認したうえで、最終的に市子ども支援課が入園を決定します。お子さんの成長状況や保育士の配置状況等により、入園が保留となる場合があります。



利用施設決定の場合

●令和3年4月入園

令和3年1月下旬頃より、入所が決定した方から順次、内定通知書を発送します。

なお、保育料決定通知書は3月下旬頃に通知します。

●令和3年5月以降の入園

利用調整会議の結果、入園候補者として内定した場合のみ、入園月の前月20日頃までに電話にて利用調整結果をお知らせします。



園での面談

園と日程調整をしたうえで、お子さんと一緒に行ってください。



入園

入園は各月1日からとなります。



利用施設保留（不承諾）の場合

・ご希望施設への入所が決まらなかった場合には、「保育所入所保留通知書」をお送りします。(初回のみ)

・希望した施設の利用希望申込者として登録され、翌月以降も引き続き利用調整会議の対象となります。(申込書は令和4年3月末まで有効)。

・翌月以降は、入園できる可能性がある場合のみ、電話でご連絡します。

・申込みを取り下げる場合や、提出している書類の状況に変更が生じた場合等は、必ず市子ども支援課子ども未来係へご連絡ください。

※「保育所入所保留通知書」は、利用施設保留（不承諾）となった初回のみ発送します。翌月以降も保留（不承諾）となり、入所できなかった書類が職場に提出するために必要な場合は、子ども支援課子ども未来係へご連絡ください。